

並行輸入問題に関する憲法裁判所の判断



著者：Vladimir Biriulin¹

編者：黒瀬 雅志²

ロシアにおいては、並行輸入が商標権侵害となるか否かについて、多くの裁判所判決が出され、また議論がなされてきた。最近、商標権の国内消尽を規定したロシア民法典第1487条は憲法に抵触するか否かについて、ロシア憲法裁判所がその判断を示した（2018年2月13日付判決）。憲法裁判所の判決によれば、並行輸入を禁止する商標権の国内消尽という規定自体は憲法に抵触するものではないが、商標権者がロシアの消費者にとり極めて重要な商品の輸入を制限する場合、ロシア市場での商品価格吊り上げに関与した場合には、並行輸入の禁止を認めるべきではないという判断を示した。

【事件の概要】

2005年、PAG Ltd.（ロシア企業）が、SONY商標が付された医療用超音波装置用の特殊紙をポーランドから輸入した。この輸入品はSONY社の真正商品であったが、PAG社の輸入行為は、SONY社から許可されたものではなかった。SONY社はPAG社を商標権侵害で商事裁判所に提訴し、裁判の全段階で勝訴した（差止、廃棄、損害賠償支払い命令）。

最後の頼みとしてPAG社は、商標権者が法で保護されるのは、商標が不法使用された製品についてだけであり、真正品の並行輸入行為を商標権侵害と主張することは商標権者の権利濫用であるとしてロシア連邦憲法裁判所に提訴した。

憲法裁判所はこの並行輸入事件を仔細に審査し、27ページにわたる最終判決を下した。その判決においては、並行輸入により商標権者と並行輸入者の間に利害の衝突が生じることを認めると共に、ロシアで採用されている権利の国内消尽の規定自体は憲法に抵触しておらず、商標権者は並行輸入者を裁判所に訴えることができるとした。この判決は明らかにユーラシア経済連合（EAEU）が採用する権利の地域消尽を念頭に行われたものである。

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。